

川崎市多摩区公告第49号

次の国民健康保険料に係る書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年9月18日

川崎市多摩区長 佐藤 直樹

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）